

倉情・個審答申第79号

平成19年8月23日

倉敷市教育委員会 様

倉敷市情報公開・個人情報保護審査会

会長 西 浦 公

平成19年3月27日付け保第364号で諮問のあった次の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「平成19年2月28日付け保第347号で行った不開示の決定」に対する異議申立てについての事案

第 1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第 2 異議申立てに係る経緯

- 1 異議申立人は、平成 19 年 2 月 19 日、倉敷市情報公開条例（以下「公開条例」という。）第 6 条の規定に基づき、倉敷市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して「市立小・中学校の各校における過去 5 年間（平成 14～18 年）の給食費の納入状況が判明する書面」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として「各校が保存する給食費徴収簿」（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、当該行政文書には「児童生徒毎に給食費の徴収状況が記載されており、これらの情報から特定の個人を識別することができ、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる。」として、公開条例第 7 条第 2 号を適用して不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成 19 年 2 月 28 日付け保第 3 4 7 号により異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成 19 年 3 月 8 日、実施機関に対し行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づく異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- 4 実施機関は、公開条例第 17 条の規定に基づき、平成 19 年 3 月 27 日付け保第 3 6 4 号「諮問書」により倉敷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して本件異議申立てについて諮問した。

第 3 異議申立人の主張要旨

異議申立書及び意見書の記載内容をまとめると、異議申立人の主張は概ね次のとおりである。

- 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消して、個人情報を除いた部分の開示を求める。
- 2 異議申立ての理由
 - (1) 個人情報を除き、例えば徴収不能額等全体としての額算定、時期等については、市民の知る権利も保護されると考えられる。
 - (2) 学校別、学年別の未納額については、不特定多数の人の目にどの児童・生徒の給

食費の納入状況がさらされることもなく、したがって不安、苦痛を感じる事が明らかとはいえない。

第4 実施機関の主張要旨

不開示理由説明書の記載内容をまとめると、実施機関の主張は概ね次のとおりである。

- 1 給食費徴収簿は、各小中学校に在籍する児童、生徒毎の給食費の徴収状況が記載されている。これらの情報から児童、生徒が特定できそれぞれの収納状況（完納、未納）が分るもので、記載された個人単位の情報も児童、生徒一人ひとりのプライバシーである。
- 2 異議申立人は、徴収不能額等全体としての算定額、時期等については開示されるべきとの主張であるが、給食費徴収簿に記載された学年、組、氏名と納付状況とは当該児童、生徒の個人情報として一体的な性格を有するものである。
- 3 仮に、個人が直接特定される学校名、学年、組、氏名などを除き児童、生徒の徴収状況が分からない状態としたとしても、当該児童、生徒及びその保護者にとっては自らの給食費の納入状況が情報公開制度を通じて不特定多数の人の目にさらされるということは思いもよらぬことであり、不安や苦痛を感じることは明らかである。
- 4 以上のことから本件行政文書に記載された情報は、個人に関する情報であって一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められ、学校名、学年、組、氏名など直接個人を特定する情報を除いたとしても、公にすることによって個人の権利利益を侵害するおそれがあると判断される。
- 5 なお、異議申立人に対しては平成19年2月16日に「平成17年学校給食費未納状況の調査（文部科学省実施）」の行政文書を開示決定しており、当該調査書には異議申立人の求める全体としての徴収不納額等の情報が記載されている。

第5 審査会の認定事実

本件行政文書である給食費徴収簿は、全市的に様式が定まっているものではないが、各小中学校でのクラスごとに在籍する児童、生徒一人ひとりの給食費の徴収状況が分る情報として学校名、学年、クラス名、氏名、納付の有無（納付額）などが記載されている。

また、必要に応じてクラス毎の徴収合計額、未納合計額が記載されている。

第6 審査会の判断

本件行政文書である給食費徴収簿に記載された児童，生徒ごとの給食費の納入状況は，個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもので一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる。

また，クラスごとの徴収合計額，未納合計額については，児童，生徒ごとの納入額を合計して求めた情報であることから，個々人の納入状況と密接不可分なものと認められる。

したがって本件行政文書に記載された情報は，全体として複数人の個人情報として一体的な性格を有していると言え，クラス毎の徴収合計額，未納合計額のみ分離して開示することは妥当とは考えられない。

以上のことから，本件開示請求に対し，公開条例第7条第2号の規定に該当する個人に関する情報であるとして，不開示決定の処分を行った実施機関の判断は相当と思料する。

第7 結 論

以上の理由により，「第1 審査会の結論」のように判断する。

第8 審査会の処理経過等

審査会の処理経過及び審査会委員は、次のとおりである。

1 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成19年 3月27日	諮問書及び不開示理由説明書の收受
平成19年 6月 6日	第1回審査会で審議
平成19年 6月27日	第2回審査会で審議
平成19年 8月 7日	第3回審査会で審議
平成19年 8月23日	答申

2 倉敷市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	職 名
会 長 西 浦 公	岡山商科大学法学部教授
副会長 土 屋 宏	弁 護 士
清 野 幸 代	弁 護 士
黒 神 直 純	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授
高 橋 祐 介	岡山大学大学院 法務研究科准教授